

自治基本条例

vol.12

～桂川町の未来をみんなで創ろう！～

自治基本条例みんなで考える委員会では、昨年の6月以来、委員会を18回、素案策定部会を12回開催しました。そして、条例制定の意義、目的、盛り込むべき内容などについて検討を行い、桂川町自治基本条例の素案をまとめました。今回は、章立てと条文の見出しをご紹介します。

桂川町自治基本条例素案

前文		第6章 情報の公開及び共有	第11章 条例の見直し等
第1章 総則		第18条 (情報の公開及び共有)	第33条 (条例の検討及び見直し)
第1条 (目的)		第19条 (説明責任及び応答責任)	第34条 (自治基本条例推進委員会の設置)
第2条 (条例の位置付け)		第20条 (個人情報保護)	第35条 (委員会の組織等)
第3条 (定義)		第7章 参画及び協働	
第4条 (基本理念)		第21条 (町民参画の推進)	第36条 (国及び県との連携協力)
第5条 (基本原則)		第22条 (男女共同参画の推進)	第37条 (他の地方公共団体等との連携)
第2章 町民の権利及び責務		第23条 (子どもの参画推進)	第38条 (町外の人々との交流)
第6条 (町民の権利)		第24条 (参画の対象)	第39条 (多文化共生)
第7条 (町民の責務)		第25条 (参画の方法)	
第8条 (事業者の責務)		第26条 (協働の推進)	附則
第3章 議会の役割及び責務		第8章 地域コミュニティ	
第9条 (議会の役割及び責務)		第27条 (地域コミュニティ活動への参画等)	
第10条 (議員の責務)		第28条 (地域コミュニティ活動への積極的な支援)	
第4章 町長等の役割及び責務		第29条 (学校と地域との連携及び融合)	
第11条 (町長の役割と責務)		第9章 環境	
第12条 (職員の責務)		第30条 (環境への配慮)	
第13条 (審議会等の運営)		第10章 住民投票	
第5章 町政の運営		第31条 (住民投票の実施)	
第14条 (総合計画)		第32条 (住民投票の発議及び請求)	
第15条 (財政運営)			
第16条 (行政評価)			
第17条 (危機管理)			

【問合せ】 企画財政課 企画調整係 ☎65・1085